

わが国養豚の展開過程（上）

——古代より16世紀まで——

田 中 実 男

(1972年8月31日受理)

The Historical Development of Hog Production in Japan

I. From Ancient Times to the 16th Century

Saneo TANAKA

(*Laboratory of Farm Management*)

はじめに

わが国における養豚の発展過程について、その追溯を試みるならば、およそ明治初期をもって始点とするのが一般的なようである。それは明治期以降において、わが国の経済が資本主義のもとに展開をはじめ、工農の地域分離が行なわれて近代的都市形成すなわち食糧消費人口の形成がなされはじめ、それへの豚肉の供給のための養豚が存在しはじめたからである。このような社会経済的背景があり、また古くからの肉食禁忌が幕末あたりから漸く緩み、明治4年には豚肉食の流行によって養豚が盛んになった時期もあり、その結果として、明治17年調査の「豕数内外比較」においては25,982頭、同20年の農商務省統計によても41,904頭を記録している。このような飼育規模を数えたとしても、昭和46年現在の農林省統計表において690万頭を数える現状に比較すれば、明治期以前の豚の存在について視点を注ぐ必要性は低いかもしれない。

さらには、「わが国における養豚の沿革については記録の徴すべきものは少なく、これを詳述することは困難である」¹⁾とするのが一般的であり、馬および牛については、かなりの文献が存在するなかにおいて、豚についてのそれは殆んど見られないのが実情である。

本稿においては、前述のような事実を踏まえて、組織的な豚改良がはじまり諸記録も存在する明治期以降の分析はともかく、それ以前の養豚についても、量的

側面からの検討は殆んど不可能であるが、その社会経済的位置づけの解明を試みようと思う。

1 豚と猪の差異について

今日、豚と猪の間には、外見上もまた解剖学的にも明確な区分がなされている。しかし、わが国では、かなり近年までこの点については不明確であった。このことについて少しく考察を加えてみる。

まずははじめに、豚の動物学上の位置づけをみると、脊椎動物門・哺乳綱・偶蹄目の野猪科に属し、野猪科が6属に分かれ、そのうちのSus属の一部の野猪が豚の原種となって豚種 Sus Scrofa Var. domestica を形成したとされている²⁾。そして今日の改良種は、ヨーロッパ野猪 Sus scrofa feras とアジア野猪 Sus indicus feras の馴化したものがその基本をなし、また現在の改良種の成立におおきく貢献した支那豚^{注)}の源は、支那大陸東部からウスリー地方に棲息する野猪 Sus leucomystax continentalis であるとされている³⁾。このように豚と猪の間には、元来動物学的には差異はないのであり、豚は山野に放てば数代で野猪のごとくなり、仔野猪は容易に馴養できるのである。

注) リグナーの「中国農書」によると、「支那の養豚は、世界的名声を博している。それは実に、イギリス豚及びローマ豚の、そしてそれと共にヨーロッパの他のすべての改良種の育成に際して、極めて重要にして広汎な役割を演じている種豚を供給しているのである」⁴⁾としている。

これらの事項を基にして、「豚」なることばについての一般的な解釈を歴史的に辿ってみよう。まず最近

における解釈を「広辞苑」にみると、「ぶた」について「豚・豕」の字をあて、「偶蹄目いのしし科の家畜。イノシシを馴らしたもの。体軀よく肥え、鼻は大きく、尾は細く短い。脚は体の割に小さく、動作はのろい。」として、「いのしし」には「猪」の字をあて、「偶蹄目いのしし科の獸。体は肥満し、頸は短く、眼が小さく、腹面は暗白色。犬歯は口外に突出し上方に曲る。」と説明している。そして「ぶた」については、さらに別称「いのこ・家猪・とん」としているが、「いのこ」についてみると、「猪の子・豕」の字を用い「いのしし・ぶた」と説明している⁵⁾。このことからみると、同書は「ぶた」と「いのしし」の間に形状的差異のみにて明確な区別を行なって居り、これが今日の常識となっている。

このことを古くは1750年ごろの著作から窺ってみると、「倭訓栞」においては、「ぶた」について「豕をいふ、猪も同じ、よく肥りてぶたぶたしたもの也」⁶⁾として、豚と猪を同一視した記述をなしている。また1700年代の「本草紀聞」によると、「豕」について「家ニ畜ウテ日用ノ食トス、故ニ家猪ト云ヒ、又野ニ在リテ形似タルモノヲ野猪ト云フ、キノシシナリ、自ラ別ナリ」⁷⁾として、家猪を現在の豚、野猪を現在の猪のように扱っている。しかし同書は、「野猪」について「牛ノ形ノ如キモノアリ、家猪ニ似テ牙口外ニ出ヅ」⁸⁾として、家猪と野猪とが形狀的に差異のないことを認めている。

これらのこととは、後述のようにわが国において豚改良の歴史が皆無であったためであり、現在のような豚と猪の判別は、19世紀になってから、畑作を中心と早くから豚改良の歴史を経ている外来人の目を通して、明確に区別されてくるのである⁹⁾。

2 古代における「豚」の飼養

豚の畜化飼養の歴史は、羊と同程度に古く、アジア・ヨーロッパのいずれの地域においても、紀元前3000年ないし5000年に遡及しなければならない。

古くはメソポタミアのジャルモ、ハラフ遺跡（いずれもB.C.5000年頃）およびエジプトにおける新石器時代のターサ期およびバダリ期（B.C.4000—3000年）などに豚飼育の跡を見る事ができる。これらの時代の遺跡においては、すでに作物栽培による新しい食糧獲得法を開始しているのがみられ、羊・牛や豚などの家畜飼育をあわせて行なっていた。ただし、ターサ・バダリ期においては、狩猟や漁撈がなお主要な食糧獲

得方法として残っていた。また、インドのインダス文明（B.C.2500年頃）にも、豚と考えられる骨が多数出土しているが、これは未だ家畜化されたものとはいえない、地域的な野生種と見るほうがよいであろう。

わが国にもっとも関連のある中国においては、豚の飼養されていたことは、河南省澠池県仰韶村をはじめとしての仰韶期遺跡（B.C.2200年以前）から豚骨が多く出土することによって知られている。しかし羅漢堂遺跡（B.C.2200年以降）のように、牛や羊をもちながら豚の存在しないところもある。中国新石器時代の全般的な事情は、未研究の分野のため詳しく述べられないが、豚がひらく飼育されていたことは確実であり、のちに五牲のうちの一つにかぞえられ、殷代（B.C.1500—1000年）の祭祀には、豚が犠牲に供されていたことからも判らう。さらに漢代（B.C.206年—A.D.220年）には、死者の来世の食糧にさせるためか豚の形をした玉豚とよばれる玉製品をその掌中に握らせている。この玉豚は、まるく肥えた種類の豚で、いわゆる現在において豚と考えられるものに近いものである。しかし、漢代の明器にしばしば描かれている猪囲のなかの豚には、猪にちかいものがみられ、当時においても、中国の豚には二種類のものがあったのではないかと考えられる¹⁰⁾。

わが国においては、古代における豚の存在は認められない。猪がわが国に出現したのは、下部更新世以降で、現在の猪と同種のものと日本猪と称する大型のものとがいて、後者は一部縄文貝塚に骨を残すが現存しない¹¹⁾。その猪が凡そ紀元前5000年以降の縄文弥生文化期において、鹿とともに狩猟の主要な対象物となっていた。このことは、この時期の遺跡である貝塚から発見される獣骨に、その9割に達するほどの多くの猪骨・鹿骨が存在していることから明らかである。これらの貝塚から発見される哺乳動物の骨は、猪・鹿・熊・狐・猿・兔・狸・むささび・かもしかなどおよそ70種類であるが、もっとも広範囲に分布して出土するのは猪と鹿であり、現在わが国において発見されている貝塚数836カ所のうち、猪骨出土貝塚数318カ所、鹿骨出土貝塚数382カ所となっている¹²⁾。

この時期の猪骨は、あくまでも豚の骨ではないが、ただ壠岐のカラカミ山貝塚出土品のなかの猪の歯は、小型で歯構の単化がみられ、内地産や朝鮮産の猪とも相異する点が多く、大陸において存在している黒毛の支那豚と同一の種類であるといわれている。さらに琉球貝塚より出土している猪は、半野生豚の特徴を有し、また樺太の貝塚においても、半野生豚の骨が出土

している。これらは、大陸から支那豚が渡来したものと想像される¹³⁾。また奄美貝塚においても、地質時代に猪の存在が認められないにかかわらず、貝塚形成期（縄文時代後期およそB.C.2500年頃）に突然猪が出現している。これは当時の貝塚人によって養なわれた猪または原始豚が導入されたとみるべきで、当時の舟運が想像以上に発達していたと考えられる。奄美貝塚出土の猪は小型であり、南九州遺跡出土の大型の猪とは異なるため¹⁴⁾、本土との関連は考えられず、支那大陸とくに南支那沿岸との関連が想像される¹⁴⁾。これら壱岐・琉球・樺太・奄美の諸貝塚から出土する原始豚は、貝塚形成期以前においては野生猪の棲息しなかった地域であり、当然人とともに移動してきたものであるとする考え方が一般的である¹⁵⁾。

注) 名瀬市史によると、現在の猪は「琉球猪で、本土の猪より顔が短い。」とその形状の差異をのべ、さらに現在の在来島豚と琉球猪とを比較して、「パークシャーが奨励された大正時代からは、在来種(の豚)をシマウマと呼ぶ。純粹のシマウマは、奄美的猪(琉球猪)とその面相にいくらの差もない。面は長く尖り、足は長い。猪との差は、その腹が地にすれすれまでに垂れ下り、背が反っていることである。」¹⁶⁾とのべている。

この考え方について、最近次のような異論が出ている。すなわち、昭和43—44年にかけて、沖縄県港川地区から多量の猪骨と人骨が発掘された。これについて、C14の測定を行なったところ、 18250 ± 650 B.P.という年代がえられたが、これは洪積世の氷河期に大陸から陸橋を伝って猪が渡来棲息したことを裏付けるものである。そして、その後仔野猪の飼育が行なわれたに過ぎなかろうと考えるというものである¹⁷⁾。この論述を前述のそれらと比較してみると、猪(豚)が琉球・奄美へ渡来した時点は異なるけれども、支那大陸から渡来したことについては、全く一致していることになる。

3 わが国における猪の飼養

(1) 先史時代より佛教の伝来まで

わが国における猪の飼養の記録について、文献として存在するのは、およそ西暦300年以降である。まずははじめに、わが国にこのような記録を残さしめた社会的背景について述べよう。

縄文文化時代前期(B.C.3500年前後)にみられた、広場を囲んでの堅穴住居の集落は、後期(B.C.2500年頃)になると、狩猟や漁撈の結果たる貝塚を中心として大集落を形成するようになった。そして、やがて

晩期(B.C.400年頃)には、集落は低地にも営まれるようになり、やがて弥生文化時代にはいって行った。それは、この時代(B.C.300年頃)に鉄器の使用が行なわれ、大集落を維持させ得る農業生産、とくに水稻直播栽培技術がひろまりはじめたからである。この時代の農耕技術は、北九州地方から近畿・中国・四国地方へと伝播して行き、やがて、紀元前200年頃には東海道地方西部へ、同100年頃には東海道地方中部へと拡がり、紀元前1年頃には東北地方中部にまで達したのである。その間において、西日本においては、農耕技術の進歩により、社会には食糧生産以外の仕事を従事する人間を生み出すようになった。いわゆる階級社会すなわち氏族制度社会が成立したのである。余剰生産物の発生は、それを狙っての富の集中化、そのための権力の統一という新しい事実をもたらし、社会に大変革をおこすもとになった。記録的には、後漢・建武中元2年(A.D.57年)に倭の奴国が後漢に朝貢した事実から、地方的権力の集中が起っていたことが推察される。このころ、百余国の中立して分立していたとされる。やがて、弥生文化時代後半にはいる100年頃には、東北地方北部まで農耕技術が伝播し、これをもって殆んど全国にひろまることとなる。

しかし全国的な権力の統一は未だ達せられず、「後漢書倭伝」および「梁書諸夷伝・倭」によると、147年から188年の間、倭国おおいに乱れてたがいに攻伐しあい、歴年主なしの状態が続いたという。「魏志倭人伝」によると、やがて邪馬台国の卑弥呼を共に王として立てたとある。247年に倭の國と狗奴国との間に戦いがあり、248年ごろ倭の女王卑弥呼が没し、没後男王を立てたが國中が治まらず、卑弥呼宗女毛与を立てて王とし國中を安定した。そして266年には、「是年、晋武帝泰初二年。晋起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣重訖貢獻。」¹⁸⁾とあり、その後しばらくは倭国についての記録は残されていない。300年ごろから古墳時代にはいるが、中期の369年には、新羅が百濟から朝廷への貢物を奪ったため、新羅を攻めさせこれを破っている(神功皇后49年条)。このことは、国家としての統一が成されたうえに行なわれることで、おそらく350年ごろまでには國家が成立したものとみなし得る。

このような社会的背景のもとで、これまでの食糧の確保は、農業生産による方法と古くからの狩猟・漁撈による方法が併行していた。農業もはじめは、食糧を確保するための補助手段であったが、古墳時代後期(470年以降)の牛馬耕および苗代法の採用による農

業生産力の増大によって、労力的には効率のわるい狩猟などは、その地位をさらに低下せしめられて副業化し、やがて獵師や漁師のみによる専業となって、ついに動物は飼育し家畜化する方向へと進ませられた。それが養猪である。養猪のはじまった上限時期を遡及することは困難であるけれども、一部縄文時代に始まるとする論¹⁹⁾がある。そして弥生古墳文化時代において盛んとなったが、それについての記録は、「風土記」・「古事記」・「続日本紀」において検討され得る。

まず、和銅6年（713年）に、中央官命によって地方各國府に所命事項の筆録編述を命じた報告文書である「風土記」がある。そのなかの「播磨國風土記」において、賀毛郡の「猪養野（現在の兵庫県小野市東南隅）」の地名由来について、次のように記している。仁徳天皇（在位313—399年）の御世に、日向の肥人（日向国に居住した九州中西部肥の国出身の人）が、天照大神を奉祀した軍船に猪を持参して奉った。さらに「可飼所 求申仰 仍 所賜此處 而放飼猪 故曰猪飼野」とあり、当時すでに猪を放牧して飼育していたことが示されている²⁰⁾。

猪を飼育していたことは、さらに、和銅5年（712年）に稿成った「古事記」においても記録されている。同書の安康天皇（401—456年）の項において、「我者山代之猪甘也。」²¹⁾とあり、また顯宗天皇（450—487年）の項には「初天皇、逢難逃時、求奪其御糧猪甘老人。」²²⁾として、記録のうえにおいて、300年以降にはすでに猪を飼育していたことが明確に示されている。このことについては、「古事記伝」によると、「猪甘、甘は養なり、古は上下おしなべて常に獸肉をも食ひたりし故に、其の料に猪をも養置けるなり、……さて猪甘と言ふ物は公の猪を飼ふ職を仕奉る者なり、山代のは彼の國に猪を飼置かる物など有りて、其れに仕奉るなるべし。」²³⁾として、猪飼いの職が公職として存在していたことを説明している。また延暦12年（793年）に稿成った「続日本紀」において、天平5年（733年）「畜猪四十頭、放於山野。」²⁴⁾とあり、700年代においても畜猪が存在した証拠となっている。

前にも述べた鹿岐のカラカミ山貝塚出土の猪骨は、黒毛の支那豚と同一種類であり、大陸から伝ったとされるが、ここで「日本書紀」の記録²⁵⁾によって、大陸半島からわが国への動物の伝来状況について調べてみる。同書は、神代から持統天皇11年8月（697年）皇太子に譲位するまでを記録している。その間に、半島

諸国からわが国への進貢状況は、崇神天皇65年7月（B.C.33年）任那国が朝貢したのを対外関係記録としては最初のものとして、つづいて高麗・百濟・新羅・越国からの朝貢が再々あり、持統天皇9年3月（695年）新羅の「奏請國政、且進調獻物」を最後として記録を終っている。そして進貢された動物をみると、応神天皇15年8月（284年）「百濟王遣阿直伎、貢良馬二匹。」、推古天皇6年4月（598年）「難渡吉士盤金、至自新羅、而獻鶴二隻。」、同年8月「新羅貢孔雀一隻。」、同年10月「越國獻白鹿一頭。」、同7年9月（599年）「百濟貢駱駝一匹・驢一匹・羊二頭・白雉一隻。」、天智天皇10年6月（671年）「新羅遣使進調、別獻水牛一頭・山鷄一隻。」、天武天皇14年5月（685年）「新羅王獻物、馬二匹・犬三頭・鸕鷀二隻・鶴二隻・及種種物。」、朱鳥元年4月（686年）「新羅進調、從築紫貢上・細馬一匹・驃一頭・犬二狗。………」があげられる。これらを整理してみると、渡來した動物は、馬・驢・駱駝・水牛・白鹿・羊・犬・孔雀・白雉・鶴・鸕鷀・山鷄となる。ただ進貢物という意味もあって珍しきもののみに限定されるゆえ、「猪（豚）」などははいらないのが当然かもしれない。

（2）佛教伝来と殺生禁断

〔飛鳥時代〕 宜化天皇3年（538年）、百濟聖明王が仏像と經論をおくり、仏教が正式にわが国に伝えられた。当時の権力機構は、旧勢力の大伴・物部両氏と新勢力の蘇我氏との対立のなかに成り立っていた。欽明天皇元年（540年）に大伴連金村が、任那四県割譲問題についての措置の誤りによって失脚するや、物部・蘇我両氏の対立はますます深刻となってきた。用明天皇2年（587年）、天皇は「朕思欲歸三宝（注）卿等議之。」と仏教への帰依について群臣に団った。この問題について、蘇我馬子は、新興勢力であり帰化人とも親密であったため、「可隨詔而奉助。詎生異計。」といって、積極的に礼拝を主張したが、古くから武門としての名家を誇る物部守屋らは、「何背國神、敬他神也。由來不識若斯事矣。」といって反対した²⁶⁾。

注）三宝とは仏・法・僧をあらわし、仏教のことである。

同年用明天皇が没するや、皇位継承をめぐって、物部氏と蘇我氏は武力によって勝敗を決することになった。この新旧二大勢力の争いは、蘇我氏の決定的勝利となって、物部氏は滅亡した。この戦いに、麿戸皇子（聖德太子）は蘇我氏の側に立った。蘇我馬子に擁立されて、泊瀬部皇子は崇峻天皇となって即位するが、同5年（592年）に馬子に暗殺された。そのため女

帝として推古天皇が皇位につき、厩戸皇子は皇太子として摂政を担当し、馬子は大臣としての役割をつづけ、ここに飛鳥時代がはじまった。推古天皇2年(594年)、皇太子および大臣に三宝興隆の詔が発せられ、諸臣連は「競造仏舎、即是謂寺焉。」²⁷⁾という盛況さであった。ここに仏教は、おおいに興隆することになったのである。

仏教は、従来の氏族制度社会を革新して新しい統一国家を建設するために利用されたのであり、わが国への伝来後数十年にして政治の基調となり、諸部族間の対立の緩和にもなったのである。当時の仏教は、後のキリスト教と同様、学問・藝術・技術の諸水準においてはるかに進歩したものだったので、わが国への影響力は各方面にわたって非常におおきかった。

〔奈良時代〕大陸との交流は、わが国の政治・経済・文化のうえに顕著な影響を与えた、やがて大化改新(645年)によって中央集権国家を形成せしめた。そして唐風の模倣文化は、和銅3年(710年)の平城京遷都のような都市造営にもあらわれてきた。ここに飛鳥時代が終り、奈良時代がはじまる。農業生産は水田作が主であり、苗代法が一般化し、牛馬耕も普及してきた。農具としては、耕耘具として犁・鋤・馬把、刈取具として鎌・稲機、脱穀具は連枷、精白調製具として臼・碓・礎・箕・篩、包装具として俵が用いられた。このような技術的向上による農業生産力の増大も、中央集権国家形成とともに班田制によって過重な貢租として収奪され、農民層には殆んど米食を許さなかった。当時米を主食としたのは、貴族上流階層に限られ、農民層は、班田制において収授のない畠作物の粟・稗を主食としていた。

仏教における殺生禁断思想は、すでに大陸においては、隋の文帝(在位581—600年)によって、「詔天下、正五九月、及六齊日注、不得殺生命。」²⁸⁾として記録に見えている。わが国においては、白雉元年(650年)に穴戸国(山口県)より白雉が出たので改元し、そして「禁放鷹於穴戸堺。」²⁹⁾とあるが、もっとも国是としての禁止令は、天武天皇4年(675年)に「詔諸国曰、自今以後、制諸漁獵者、莫造檻罝、及施機槍等之類、亦四月朔以後、九月卅日以前、莫置比弥沙伎理・梁、且莫食牛馬犬猿雞之宍、以外不在禁例、若有犯者罪之。」³⁰⁾として示されている。ただしここでは、猪・鹿の肉食は禁じていないのが注目される。そして狩獵についての記述も、仏教伝来前は雄略天皇2年(458年)「幸御馬瀬、命虞人注縦獵。」、同4年(460年)「天皇射獵於葛城山。」同年「行幸吉野、命虞人駆

獸。」、同5年(461年)「天皇校獵于葛城山。」³¹⁾とあるが、伝来後の推古天皇以降の記述は次のごとくなっている。すなわち、推古天皇19年(611年)「薬獵於菟田野」、同20年(612年)「薬獵之、集干羽田。」また同22年(614年)「薬獵也。」³²⁾としている。薬獵は「鹿の若角をとるための獵で、乾燥させて強壮剤とする。」³³⁾とされているが、鹿や猪を殺生していたことにはかわりなかった。

注) 六齊日は、陰暦の8・14・15・22・29・30各日のことである。虞人は狩獵場を掌る官のこと。

さらに殺生禁断令はつづき、元正天皇も養老5年(721年)「詔曰、……深禁殺生、宜其放鷹司鷹狗、……諸國鷄猪、悉放本処、令遂其性。」³⁴⁾としている。また佛教に深く帰依し、みずから「三宝の奴」と名乗る聖武天皇は、たびたび殺生禁断の令を出していて、神亀5年(728年)鷹の飼養を禁じ、天平2年(730年)殺生禁断を宣している。天平5年(733年)には、「詔和賀畿内百姓畜猪四十頭、放於山野、令遂性命。」³⁵⁾とあり、放生を行なっている。さらに同13年(741年)には、「詔曰、馬牛代人、服役養民、因茲先有明制、不許屠殺、今聞百姓猶有屠殺、如有犯者、不問蔭贖、先決杖一百、然後科罪。」³⁶⁾とある。これには、同年、各國ごとに国分寺と国分尼寺を設けることとなり、佛教を全国的規模でもって布教せしめようとしたためである。その結果、天平15年(743年)には「令天下限七々日禁断殺生、及断雜食。」³⁷⁾と殺生と肉食を禁じ、また同17年(745年)「禁断三年之内、天下殺一切宍。」³⁸⁾とあるが、その表現は、「諸国」から「天下」に拡大している。これらのことから、およそ740年ごろから、それまで存在していた養猪は、なくなったのではないかと判断される。

その後、孝謙天皇も天平勝宝4年(752年)殺生を禁じ、同8年6月庚寅日(756年)には、「宣告天下諸國、自今日始迄來年五月卅日、禁斷殺生。」³⁹⁾としている。また淳仁天皇の天平宝字8年(764年)には、放鷹司を廃し放生司を置き、さらに光仁天皇の宝亀2年(771年)に「太政官府、應禁断月六齊日并寺辺二里内殺生事、右被内大臣宣併、奉勅前件事条禁制已久、……自今以後嚴加禁断准勅施行、如有違犯者必科違勅之罪、宝亀二年八月十三日。」⁴⁰⁾とかなり具体的な禁令の内容が示されている。先の牛馬屠殺の禁止は、さらに桓武天皇の延暦10年(791年)、伊勢国などにおいて、百姓が牛を殺して漢神を祀ることを禁ずるまでに及んでいる。

以上が奈良時代における殺生禁断の歴史であるが、

もともと肉食禁忌は仏教信仰上の問題として、都市上層階級によってはじまつたものである。しかし、一般庶民の間には粟・稗が主食であり、必要に応じて獸肉食は行なっていたのである。それについて、再々の殺生禁断令が出されたのであり、ことに741年および791年の牛馬屠殺禁止令は、當時牛馬を盛んに食していたことを示している。このことは、仏教の殺生禁断が滲透し尽した16世紀の状態を外国宣教師の見聞録に見ると比較して、当時の肉食の盛況さが窺われる所以である。また、公的にも行なわれていた養猪も、およそ740年ごろから以降は、行なわれなくなったのではないかと考えられる。

〔平安時代〕和銅3年（710年）の平城京遷都にはじまつた唐風模倣文化の奈良時代は、延暦13年（794年）の平安京遷都による平安時代の到来によって終るのである。平安時代において、飛鳥・奈良両時代を通じて政治の基調に利用された仏教は、完全に分離せしめられ、山岳仏教となつていった。また遣唐使は、舒明天皇2年（630年）にはじまり寛平6年（894年）に廃止され、その間に十数回行なわれたのであるが、その廃止は、以後大陸文化の模倣をなくし、わが国独自の華麗優美な文化の発展をとげさせることとなつた。ただし後述するが、わが国と大陸・唐との交易は、このころより盛んに行なわれていた。

殺生禁断令は依然として続けられ、陽成天皇の元慶6年（882年）には畿内諸国の漁獵を禁じ、寛平法皇（在位889—897年）の「御位ノ時、……コトニ殺生禁断オコナハレタリケル」⁴¹⁾とある。さらに白河院御時（在位1086—1129年）には、「天下殺生禁断せられければ、国土に魚鳥の類絶えにけり」と記録せられ、「其の比まづしかりける僧の、年老いたる母をもちたる有りけり、其の母魚なれば物をくはざりけり、……僧かなしみの心ふかくして、たづね求むれ共得がたし、……みづから川の辺にのぞみて、衣にたまだすきして魚をうかがひて、はえといふちひさき魚を、一つ二つ取てもちたりけり、……この魚を母のもとへつかはして、今一度あざやかなる味をすすめて、心やすくうけ給ひおきて、いかにも罷ならんと申すに、……院聞しめして孝養の心ざしあさからぬをあはれび感ぜさせ給ひて、さまざまの物共を馬車につみ給はせてゆるされにけり」⁴²⁾のごとき、京における殺生禁断の厳しさとその結果の哀話をのこしている。また白河院政の天治2年（1125年）にも諸国に殺生禁断が令せられ、同じく大治元年（1126年）には「紀伊国所進魚網、於院御門前焼棄、此外諸国所進之

羅網、五千余帖被棄之、又除神領御供之外、永停所々網、宇治柱鶴旨被棄、鷹犬之類皆以如此、此而三年殊所被禁殺生也」⁴³⁾とあり、同年法皇は洛中の籠鳥を放生せしめている。鳥羽上皇の大治5年（1130年）には、ひそかに鷹狩りすることが禁止された。

奈良時代からの仏教の浸透は、平安時代にはいって上層階級貴族の間に徹底し、彼らの生活は先例故実を尊重し、奈良時代の模倣的ではあったが自由な食内容に比較して、質の低い「見る食事」へと転換して行った。例えば、正月元旦から三日にわたり天皇に御薬をさしあげる儀式があり、そのなかにおいて、はじめに歯固を供するのであるが、平安時代前期の延喜7年（907年）の「延喜式」によると、当時は大根一杯、蘆の串刺二杯、押鮎一杯、煮塩鮎一杯、猪宍一杯、鹿宍一杯の七杯を盤台にのせて供していた。ところが平安時代末期になると、獸肉の代りに鳥肉を用いるようになった⁴⁴⁾。また二月と八月に、孔子・顔渕・子游・子貢などの九哲の画像をかかげて、猪・鹿・兎などの獸肉を供える祝奠を行なっていたが、平安時代末期においては、獸肉のかわりに餅やなつめなどが代用されるようになった⁴⁵⁾。

このように上層階級においては、猪・鹿などの獸肉の使用につよい規制が付されるようになったが、この食風は後世江戸時代まで踏襲され、庶民生活のなかまで浸透して行った。しかし、当時の農民の食生活においては、仏教信仰による戒律にかかわらず獸肉の摂取はかなりあった。それは、農業生産技術の進歩が、奈良時代に比較して目立つほどのものでなく、農民の食生活はかわりなく貧しかったからである。

〔鎌倉時代〕文治元年（1185年）、平家が源氏によって滅ぼせられ、ここに武家政治が朝廷公家政治に取って代る基礎がつくられた。いわゆる鎌倉時代である。彼らは、朝廷にたいしては承久の変において勝利をおさめ、文永・弘安の役では元の侵攻を撃退するまでの実力に育って行ったのである。もともとこれら武士は農民階層の出身であり、さらに武芸を練るために絶えず狩を行ない、それによって得た獸肉を摂取していた。

しかし、他方殺生禁断令はしばしば出され、文治4年（1188年）に頼朝の奏請により宣旨を下して諸国の殺生を禁じ、建久5年（1194年）には朝廷が殺生を禁じ、同6年（1195年）幕府は諸国御家人に鷹狩を禁ずるなど行なってきた。

公家階級は、仏教の殺生禁断の教えをかなり堅持していたが、武士階級はこれに拘束されることではなく、

建久4年（1193年）には、頼朝みずから那須野、富士野において巻狩を行ない、また源頼家は、正治2年（1200年）相模大庭野において、建仁2年（1202年）にも伊豆、相模で巻狩を行なっている。このような風潮は京においても行なわれ、嘉祐2年（1236年）「以鹿宍集置六角西洞院武士号之宍市群集飽食洛中不淨只在此事三条西洞院為攝政家之間可被制止云々」⁴⁶⁾と、公家の史料たる「百練抄」において批難されている。このような朝廷公家層の思想は、次の文章にもうかがうことができる。「四足は惣て不備之、然を吉野天子後村上院（在位1339—1368年）は、四足をも憚らせ給はず、聞召しけるとかや、されば御合体の後、男山まで御幸ならせ給ひけれども、又吉野の奥へ還幸ならせ給ひ、都へは、終に一日片時も入らせ給はず、これ併天照大神の神慮に違はせ給ひける故なりと、人みな申合ひける」⁴⁷⁾。

この後の殺生・肉食禁断令を拾ってみると、まず幕府によって、暦仁元年（1238年）「毎月六斎、殺生禁断事、被仰下、但河海漁人、為渡世計者、非制止之由」⁴⁸⁾と禁断され、さらに寛元3年（1245年）幕府、殺生を禁断、建長2年（1250年）幕府、諸国守護に鷹狩を禁じさせる、文応元年（1260年）幕府、六斎日・春秋彼岸に殺生禁断を命ずる、弘長3年（1263年）幕府、放生会供奉人のうち鹿肉を食した者を戒しめる、文永3年（1266年）幕府、祭祀供物のほかの鷹狩を禁ずる、弘安7年（1284年）院宣を下して五畿七道の殺生を禁じ、生魚の交易を禁ずる、正応3年（1290年）幕府、六斎日・春秋彼岸日の殺生を禁断する、と記述される。これらを検討してみると、後代の室町時代に定着した四足獸を食さず、六斎日・春秋彼岸日の肉食殺生禁断は、鎌倉時代にかなりの定着をみることができる。

この時代の農業の特徴は、荘園から発生した武士階級の時代となったため、武士が直接農業経営にあつたことである。農具なども前代からのもののはか、水田においては灌漑用として竜骨車・水車などが一般化してきた。また牛馬の使用はさらに普及し、牛馬肉の食用はいよいよ行なわれ難くなってきた。さらに水稻の品種として、早・晩生種に中生種も加わった。文永元年（1264年）には、幕府は農民の水田裏作の麦に貢租せぬように命じているが、これは二毛作が普及しはじめたことを示している。畑作物としては、麦と豆類が重要な作物であって、それらの種類も豊富であった。

〔室町時代〕元徳3年（1331年）に起った内乱によ

り、南北朝時代がはじまった。この争乱の時代は、明徳3年（1392年）の両朝講和により漸く終了し、ここに室町時代を迎えることになった。足利幕府は鎌倉幕府に範をとりながらも、京都室町に幕府を置いたため、公家の風習にそまり鎌倉時代からの武家的性格は失なわれてしまった。その施策においては地方分権的であり、守護職特に数カ国の守護を兼ねた將軍補佐役の管領などは、その勢力を強大にし、ついに將軍継承問題に端を発して大乱を起こさせた。応仁元年（1467年）に、東軍（幕府側）と西軍に分れて争った応仁の乱で、文明9年（1477年）に終るまでの11年間にわたり争乱がつづいた。

この時代における農業生産は、農業技術の発達によりかなり向上した。稲の品種は早・中・晩生種がひろく利用され、反当収穫量は、山城地方において、奈良時代の上田8斗4升、中田6斗7升、下田5斗に比較して、この時代には上田1石3～4斗、中田1石1～2斗、下田8～9斗（300坪1反、京枀——現在の9合8勺——による）と飛躍的に向上している⁴⁹⁾。

農業生産力の増大の結果、鎌倉時代までは公家・僧侶・武士などの階級の常食であった米が、この時代にはかなりの庶民まで食するようになったという。しかしながら、当時の人口の8割以上を占めていたとされる農民の食事は、依然として貧弱であり、奥州地方においては「空善記」によると、農民は稗粥を常食としたことが記されている。また彼らの酒肴には、牛蒡・ハゼ・カヤ・栗・柿・柑子・大角豆・蕨・大根・ゴマメ・豆腐・鰯・スシなどが用いられ、獸肉の使用は記されていない⁵⁰⁾。このような食風は、薩摩地方においてもみられ、天文18年（1549年）の記録に、「ぱあでれ^{注)}たちが薩摩にいた頃、人びとはぱあでれたちが公然と肉や魚を食べるのを見て、それについてぶつぶつ取り沙汰をした。……ぱあでれたちが、肉や魚を食べることは罪ではないということを明瞭な根拠をあげて説明しても、人びとはそのことにあまり満足しない様子であった。」⁵¹⁾とあり、すでに肉食殺生禁断は完全に定着したことがうかがわれる。

注) ぱあでれとは、司祭と理解してよい。

前述のように、この時代までに肉食禁忌の風習はすでに浸透していて、殺生禁断令は、幕府の統制力を欠如した戦国時代の到来にもよるが、長禄2年（1458年）に將軍義政が放鷹・飼鷹を禁じているのみが記録にみえている。このころ世界は、とくに西欧諸国を中心にして、新しい交易市場の開拓、新しい文化の伝播のために努力を重ねていた。1486年のバルトロメ

オ・ディアスの喜望峰発見、1492年のコロンブスによるアメリカ大陸発見をはじめとし、1497年のバスコ・ダ・ガマによる西欧よりインドに至る東方航路の発見は、わが国への西欧文明の接近を暗示しつつあった。1519年から1522年にわたってのマゼランによる世界周航はこのことを決定的なものとして、ここに大航海時代は全盛期をむかえたのである。そして16世紀中葉に、わが国への西欧船の来航となってあらわれた。

これまで、594年の三宝興隆の詔のあと養猪の状態について、その社会経済的背景をみてきたのであるが、記録的には733年まではその存在を認めることができた。しかし、675年にはすでに造檻穿施機槍を禁じ、4月から9月までは牛馬犬猿鶏の肉を摂ることを禁じている。この時は、猪・鹿は禁じていない。これは、両獸が古くからかなり食せられて居り、また繁殖した場合の農作物への被害についての配慮もなされたのではないかと考えられる。しかし、741年に各國ごとに国分寺を配置して全国的な規模をもって佛教の布教に乗り出してからは、その後の禁断令は「天下」の「一切穴」に拡大された表現にかわっている。これらのことから考察すると、およそ740年以降養猪の風習は、それまでの再再の禁令によって廃せられたのではないかとみられる。

平安時代末期(1100年以降)になると、それまで朝廷の儀式において使用されていた猪・鹿の獸肉は、代りに鳥肉または餅・なつめを用いるようになって來た。しかし、鎌倉時代の到来は武士階級の興隆でもあり、巻狩などによる猪・鹿・鳥などの獸肉の摂取はかなりあったが、他方公家など上流階級の食事からは獸肉は消えていた。これは室町時代になても同様な状況であり、さらに庶民の食事からも獸肉の摂取はみられなくなった。このような状態のなかにおいて、わが国においては、猪を改良し豚化するような努力は起るべくもなかったと考えられる。ここにまず、わが国内部においての品種改良によった「豚」の存在については、これは認めるとはできない。

ではつぎに、国外からの豚(猪)の移入の可能性について考察してみる。まず、わが国における佛教伝来後の海外からの動物の渡来状況は如何であったろうか。そのことについて、佛教伝来前については、すでに700年までについて述べたが、ここでは800年以降について述べる。遣唐使は894年に廃止されたが、支

那大陸との直接の交易は当時すでに行なわれていた。記録によると、貞觀7年(865年)に来着した唐の商人63人を太宰府の鴻臚館に滞在せしめたことや、同16年(874年)には、唐の商人36人が肥前松浦に到着したこと、同18年(876年)には31人が筑前荒津に、同19年(877年)には63人が筑前に来着したとされている。このような記録は、すでに多数の商人が盛んに往来していたことをあらわしていて、当時の交通の便が相当に発達していたことが想像される。そして、いろいろな珍品がわが国へ持ちこまれたものと考えられ、それについて仁和元年(885年)には、唐の商人が太宰府に到着するにあたり、「唐物」を競って買うことを禁じたり、延喜3年(903年)には、院宮・王臣らがひそかに「唐物」を買うことを禁じている。907年に唐が滅亡したのち五代十国の時代がはじまるが、依然として交易が続き、建長6年(1254年)には幕府が宋(南宋)船の入泊を5艘と定めるほどに盛んであった。1279年、南宋は元に滅ぼされたが、交戦状態の建治3年(1277年)、わが国の渡宋交易船が交易せずに逃げ帰ったことを、太宰府が幕府に報告を行なっている。弘安元年(1278年)、元の世祖はわが国の交易船にたいして交易の許可を与えていたが、時あたかも文永11年(1274年)の文永の役の後でもあり、交易は途絶したものと考えられる。正応5年(1292年)にわが国の交易船が元の四明に行き交易を求め、また徳治元年(1306年)にも元に至って交易している。1368年、元は衰退して明が建国された。交易は依然として行なわれたが、1383年に明の洪武帝は、わが国が南北朝時代の内乱状態にあったので交易を断絶した。応永8年(1401年)に至って、幕府は遣明使を派遣し、明も使節を派遣して、同11年(1404年)、ここに明との間に勘合符による貿易がはじまった。しかし、同18年(1411年)に幕府は明使を兵庫より国外に追放したため、ここに勘合貿易は中断してしまった。永享5年(1433年)、遣明使が派遣され、宜宗に国書を呈してまた勘合貿易が再開された。当時の貿易港は兵庫があてられ、わが国からは、例え享徳2年(1453年)には磁物・兵器などが明へ輸出された。

これら唐・宋・元・明に亘る間に、大陸からの使節・商人より朝廷にたいして、種々の珍獸の献上がなされている。延喜3年(903年)には唐人が羊・白鶲、同9年(909年)には孔雀、同19年(919年)にも孔雀、永保2年(1082年)に宋商人が鸕鷀をそれぞれ献上している⁵²⁾。豚(猪)は、ここにおいても珍らしき

ものではなく記録にもとどめられていないが、実際にも豚（猪）の渡来は、はるか後年までなかつたのではないかと考えられる。それは、次のような理由による。まず、1564年の記録⁵³⁾においても、マカオから肥前大村の横瀬浦沖に着くのに42日間をかぞえてのこと、「山林には麅鹿、野猪、兔の類甚多し。鳥類亦多し。」⁵⁴⁾のため、交易に従事し滞在する支那人が、必要ならば獸肉を入手可能であったこと、またそれらの獸肉は猪・鹿肉にてもたいへん美味であったこと^{注)}、さらには肉食禁断のわが国へ敢て豚（猪）を持ち込む必要性は、考慮しなかったのではないかと考えられる。また西欧の大型船によるならともかく、ジャンクやソマ^{注)}程度の船による豚（猪）の渡来は容易ではなかった筈である。しかし、やがては豚の導入がなされたのであるが、その導入時点については次のように考える。すなわち、寛永18年（1641年）にオランダ商館を平戸から長崎出島へ移し、交易をオランダ人と支那人のみに限定し、日本人社会との交渉を厳しく断った時、その閉鎖社会のなかにおける食肉の必要性から、わが国にもっとも近い大陸からの支那豚が、初めて渡來したと推測するのが妥当な論ではないかと考える。

注) このことについては、ハリスが「日本滯在記」において次のように述べている。まず猪については、「その肉は独特なもので、たいへん軟かく、汁氣があって、すぐれた芳香を有し、美味しい臘の肉と豚の腰肉の中間あたりの味がする。」⁵⁵⁾、「私のところへ見事な猪がとどけられた。私はそれの鞍下肉を食べる。それは世界中で最も結構な屠肉である。」⁵⁶⁾とのべ、鹿については、「鹿の本当の脛肉を一つ持ってきてくれた。それは結構なもので、軟かく、汁氣が多く、風味がよかった。」⁵⁷⁾と記している。

ソマは支那の商船兼軍船でジャンクに類似した船のことである。

文 献

- 1) 農林省畜産局編「畜産発達史・本篇」711頁、中央公論事業出版、昭和41年。
- 2) 伊藤祐之・丹羽太左衛門編「養豚講座1」3頁、朝倉書店、昭和36年。
- 3) H. G. DAWSON, The Hog Book. Pp. 27—29, The Breeder's Gazette, Chicago, 1911.
「畜産大事典」14~15頁、養賢堂、昭和39年、前掲「養豚講座1」4頁。
- 4) ウィルヘルム・ワグナー「中国農書(1926年刊)」高山洋吉訳、下巻551頁、生活社、昭和18年。
- 5) 新村出編「広辞苑」岩波書店、昭和42年。
- 6) 谷川士清(1709—1776)「倭訓栞・中編(1862年刊)」(物集高見編「広文庫・第20冊」753頁、大正7年)。
- 7) 小野蘭山(1729—1810)「本草紀聞・第50卷」4頁

(同前「広文庫・第20冊」753頁)。

- 8) 同前「本草紀聞・第51卷」19頁(同前「広文庫・第20冊」761頁)。
- 9) ハリス「日本滯在記・中」坂元精一訳、81—82頁、岩波書店、昭和29年。
- 10) 水野精一・小林行雄編「図解考古学辞典」861頁、創元社、昭和34年。
- 11) 芝田清吾「日本古代家畜史の研究」71頁、学術書出版社、昭和44年。
- 12) 酒詰伸男「日本縄文石器時代食料総覧」土曜会、昭和36年(同前「日本古代家畜史の研究」16頁)。
- 13) 小野武夫「日本農業起源論」88—89頁、日本評論社、昭和17年。
- 14) 林田重幸「奄美大島群島貝塚出土の猪と犬について」人類学雑誌、第68卷2号、108—109頁、昭和35年。
- 15) 前掲「日本古代家畜史の研究」71頁。
- 16) 「名瀬市史」586・624頁、名瀬市役所、昭和43年。
- 17) 国分直一「南島先史時代の研究(考古民俗叢書10)」336—341頁、慶友社、昭和47年。
- 18) 「日本書紀・卷第九」神功皇后紀六十六年条所引普書起居注(「日本書紀・上」361頁、日本古典文学大系67、岩波書店、昭和42年)。
- 19) 前掲「日本古代家畜史の研究」71頁。
- 20) 「風土記」342頁、日本古典文学大系2、岩波書店、昭和33年。
- 21) 「古事記・下卷」安康天皇(在位453—456年)、岩波文庫、295頁、昭和47年。
- 22) 同前、顯宗天皇(在位485—487年)303頁。
- 23) 本居宣長「古事記伝・第40卷」47頁、文政5年(1822年)刊、(前掲「広文庫・第20冊」737—38頁)。
- 24) 「続日本紀・第11卷」11頁(前掲「広文庫・第20冊」754頁)。
- 25) 前掲「日本書紀・上」および「日本書紀・下」(日本古典文学大系68)岩波書店、昭和40年。
- 26) 前掲「日本書紀・卷第21」用明天皇紀、159頁。
- 27) 前掲「日本書紀・卷第22」推古天皇紀、175頁。
- 28) 宋・志磐撰「仏祖統紀」53卷12頁(前掲「広文庫・第11冊」154頁、大正6年)。
- 29) 前掲「日本書紀・卷第25」孝德天皇紀、317頁。
- 30) 前掲「日本書紀・卷第29」天武天皇紀、419頁。
- 31) 前掲「日本書紀・卷第14」雄略天皇紀、463—469頁。
- 32) 前掲「日本書記・卷第22」推古天皇紀、195—201頁。
- 33) 前掲「日本書紀・下」195頁、注39。
- 34) 前掲「続日本紀・第8卷」33頁(前掲「広文庫・第11冊」152頁)。
- 35) 24) に同じ。
- 36) 徳川光圀撰「大日本史・第16卷」26頁(前掲「広文庫・第3冊」371頁、大正5年)。
- 37) 前掲「続日本紀・第15卷」1頁(前掲「広文庫・第11冊」152頁)。
- 38) 前掲「続日本紀・第16卷」8頁(同前)。
- 39) 皇円「扶桑略記抜萃」16頁(前掲「広文庫・第11冊」153頁)。
- 40) 「類聚三代格・第12卷上」11頁(前掲「広文庫・第11冊」152頁)。
- 41) 「続古事談・上」17頁(前掲「広文庫・第11冊」153頁)。
- 42) 橘成季「古今著聞集・第8卷」6頁(同前)。

- 43) 「百練抄・第6卷」3頁(同前).
 44) 渡辺 実「日本食生活史」74—75頁, 吉川弘文館, 昭和39年.
 45) 同前, 79頁.
 46) 前掲「百練抄・第14卷」24頁, 嘉禎2年6月24日条
(高田与清「松屋筆記・卷97・(58)肉市」の項, 「松屋
筆記・第3」174頁, 国書刊行会, 明治42年).
 47) 本居宣長「玉勝間. 11の巻」14頁「四足の物供御に備
へずといふ事」の項(岩波文庫, 下巻, 59頁, 昭和45
年).
 48) 「東鑑・第32巻」(前掲「広文庫・第11冊」153頁).
 49) 前掲「日本食生活史」136頁.
 50) 同前, 157頁.
 51) ルイス・フロイス「日本史1——キリスト教伝来のこ
ろ——」柳谷武夫訳, 94頁, 東洋文庫, 昭和38年.
 52) 歴史学研究会編「日本史年表」岩波書店, 1966年. 児
玉幸多編「日本の歴史・別冊5」中央公論社, 1972年.
 53) 前掲「日本史3——キリスト教伝来のころ——」19—
21頁.
 54) ジョアン・クラセ「日本西教史(1689年刊)・上巻」
4頁, 太政官本局翻訳係訳, 時事彙存社, 大正2年.
 55) 前掲「日本滞在記・中」82頁.
 56) 同前, 102頁.
 57) 同前, 99頁.

Summary

The purpose of this study is to clarify the historical development of hog production in Japan through the analysis of its historical records.

Generally, the public regards the period since the Meiji Restoration or before the ending of the 19th century as the original period of hog production. As far as the historical study of hog production in Japan is concerned, it was rarely undertaken in the period before the Meiji Restoration.

We are informed of the fact that in the old days of Japan wild boars were fed for animal food supply.

Since A.D. 538 Buddhism was introduced to Japan and its doctrine was adopted as the basis of the political and economical activities. Since then, the consumption of meat products including slaughtering of living animals was strictly prohibited. From the records we get the information that about A.D. 740's, the feeding and slaughtering of wild boars had formally ceased their activities, though among the common citizens consuming the wild boar meat was still kept on. Therefore during this period there were a number of ordinances promulgated by the central government — the Imperial Court or Shogunate government, aiming at stopping the killing and eating of animal products. And since the 12th century, the consumption of meat products were not made among the common citizens.

The case mentioned above is the reason why hog breeding development in Japan was not derived from upgrading of wild boars.

The new age of hog production in Japan began at the time when the Europeans had started their settlement around the port cities since the 16th century. In 1641 the Shogunate government exercised the strict control over the trade with foreigners. The Hollander and Chinese merchants were the only nationalities permitted to trade on the land of Japanese isles, though their residence was limited only to Nagasaki-Dejima Island. It was known that hogs were imported to Japan through the foreign settlement for supplying the demand of foreign consumers.